

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年2月4日(2010.2.4)

【公開番号】特開2008-154699(P2008-154699A)

【公開日】平成20年7月10日(2008.7.10)

【年通号数】公開・登録公報2008-027

【出願番号】特願2006-345212(P2006-345212)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】平成21年12月10日(2009.12.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1制御基板を収容した第1基板ボックスと、第2制御基板を収容した第2基板ボックスとを備え、

各種電子部品が実装された前記第1制御基板の実装面と相対向する前記第1基板ボックスの表壁部外側に前記第2基板ボックスが載置される遊技機において、

前記第1基板ボックスにおいて、空気流を発生させる送風手段を前記第1制御基板の実装面に相対向して配置し、

前記第2基板ボックスにおいて、前記送風手段と外部とを通気させる通気手段を設けたことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記通気手段は、前記第2基板ボックスに貫通形成された通気用筒部であることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記通気用筒部は、一方が、取付側となる前記第2基板ボックスの裏壁部に開口し、他方が、前記裏壁部と相対向する前記第2基板ボックスの表壁部に開口していることを特徴とする請求項2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記通気用筒部は、前記第2制御基板を貫通して形成されていることを特徴とする請求項3に記載の遊技機。